

北海道経済産業局、北海道開発局、北海道運輸局、北海道労働局、北海道中小企業総合支援センター、中小企業大学校旭川校と北海道は、地域の皆さんが活用できる支援メニューや情報をタイムリーにお届けします。

INDEX

「○」：募集している助成事業

【1】 販路拡大・海外展開 (P1~5)	
●「Challenge Local Cool Japan in パリ」展示商品の公募開始 ～ 地方経産局が連携 クールジャパン商品のパリでの販路開拓を応援 ～【新規】	経済産業局
●「道産品輸出用シンボルマーク」活用のご案内【新規】	北海道
●海外での商談会やテスト輸出などの事業実施	北海道
●道産食品の輸出相談窓口に関するご案内	北海道
●「北海道食品機能性表示制度(愛称:ヘルシーDo)」の活用	北海道
【2】 融資 (P6~10)	
●北海道の中小企業者向け融資制度のご案内	北海道
●北海道の創業者向け融資制度のご案内	北海道
●耐震改修に対応する融資制度のご案内	北海道
●北海道の融資制度における借換のご案内	北海道
●小規模企業者等設備貸与事業のご案内	北海道
【3】 雇用の確保 (P11~19)	
○トライアル雇用助成金(一般トライアルコース)のご案内	労働局
○生涯現役起業支援助成金のご案内	労働局
○人材開発支援助成金のご案内	労働局
○職場定着支援助成金のご案内【新規】	労働局
●「北海道プロフェッショナル人材センター」のご案内	中小企業総合支援センター
●「じもと×しごと発見フェア」の開催【新規】	北海道
●U・ターン就職希望者の採用について【新規】	北海道
●「ほっかいどう働き方改革支援センター」のご案内【更新】	北海道
●「北海道ビジネスサポート・ハローワーク」のご案内【更新】	北海道
【4】 人材育成 (P20~26)	
●1月～2月開講講座のご案内【更新】	中小企業大学校旭川校
●人材育成セミナー・個別相談会のご案内【新規】	中小企業大学校旭川校
●高等技術専門学院及び障害者職業能力開発校の平成30年度訓練生募集	北海道
●能力開発セミナー(1-3月開講予定)のご案内【更新】	北海道
【5】 各種相談 (P27~28)	
●「北海道よろず支援拠点」のご案内	中小企業総合支援センター
●「中小企業等経営・金融特別相談室及び年末中小企業経営金融相談」のご案内【新規】	北海道
●道産食品の輸出相談窓口に関するご案内【再掲】	北海道
【6】 イベント・セミナー (P29~30)	
●平成29年度「新商品トライアル制度認定商品展示会」の開催【新規】	北海道
●「北海道食品製造業 食品表示セミナー」の開催【更新】	北海道
【7】 その他 (P31~33)	
○軽減税率対策補助金の申請受付の開始【更新】	経済産業局
●北海道最低賃金(地域・特定)改定のお知らせ	労働局
○北海道コンベンション誘致促進助成金のご案内	北海道

「Challenge Local Cool Japan in パリ」展示商品の公募を開始します【新規】

～ 地方経産局が連携 クールジャパン商品のパリでの販路開拓を応援 ～

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、平成 29 年 11 月 15 日から平成 30 年 1 月 10 日まで「Challenge Local Cool Japan in パリ」における来年 4 月からの展示商品(原則、平成 31 年 3 月までの 1 年間展示)を募集します。

本事業は、全国の地方経済産業局等が連携し、全国の優れたクールジャパン商品のテストマーケティングを中心とした現地サービス支援を行い、パリでの販路開拓を応援するものです。

◆概要

◇対象商品

クールジャパン商品。(地域性及びデザイン性が感じられ、伝統・文化・技術・ライフスタイル等を背景に有する商品)

◇商品選定数

全国で 50 点程度。

◇対象事業者

商品の海外展開を自社戦略として取り組む意欲・計画(又は実績)を有する事業者。

◇費用

申請費用は無料。

最終的に商品が選定された事業者は、事業参加費、商品輸出入関連費、委託販売手数料が発生します。

◇主な現地サービス内容

商品常設展示、商品委託販売、商品在庫管理、国内外の輸送関連手続、言語面及び営業面サポート、月次報告(毎月)、特定バイヤーによるコメント取得

◇事業スケジュール(予定)

平成 29 年 11 月 15 日(水)	公募開始
平成 30 年 1 月 10 日(水)15:00 必着	公募締切
1 月 16 日(火)	書類選考結果通知
1 月下旬～2 月上旬	最終商品選定会開催(事業者参加)
平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月末	常設展示期間(原則 1 年間)

◆申込方法

申込方法等、事業の詳細は、当局のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hokim/20171115/index.htm>

公募締切:平成 30 年 1 月 10 日(水)15:00 必着

◆申込・問い合わせ先

<北海道に本社を有する事業者の場合>

経済産業省北海道経済産業局 地域経済部 情報・サービス政策課

TEL:011-736-9628

E-mail:hokkaido-jhoservice@meti.go.jp

「道産品輸出用シンボルマーク」の活用について【新規】

(北海道)

道では、海外における道産食品の識別力を高め、北海道ブランドを保護することを目的に「道産品輸出用シンボルマーク」を作成し、香港、台湾、中国、韓国、ベトナム、シンガポール、タイで商標登録しています。

すでに輸出に取り組んでいる、または、これから取り組もうとしている企業の皆様におかれましては、ぜひ積極的な活用をご検討ください。



- マーク全体は北海道の形をデフォルメしたもので、白く柔らかな雪とクリーンな空気を表しています。
- マークの中のブルーはきれいな水と海産物、グリーンは自然と農産物、赤は恵み・花・人の温かさを表しています。

◆用途

- 次のいずれかに該当する道産食品を輸出する場合
 - 北海道内で生産された農林水産物
 - 北海道内で製造又は加工された加工食品であり、次のいずれかの要件を満たすもの。
 - ・ 主な原材料として、道産農林水産物を用いているもの
 - ・ 道内で培われた製法・技術などを用いているもの
- 道産食品のPRを目的としたイベント、物産展などの広報用に使用する場合

◆シンボルマークを使用いただく場合の留意事項

シンボルマークの使用に関する管理運営は「北海道国際ビジネスセンター」が行います。

ご利用を希望される場合は、所定の様式に必要事項を記載の上、同センターまでお申し込みください。

※シンボルマークの使用料は無料です。ただし、シンボルマークの商品への印刷など、表示に係る経費は、使用者の負担となります。

《申請先》

札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センタービル1階

北海道国際ビジネスセンター

TEL 011-251-2700 / FAX 011-251-2629

<http://www.dousanhin.com/hibc/>

◆問い合わせ先

経済部経済企画局国際経済室国際経済グループ (TEL:011-204-5339)

海外での商談会やテスト輸出などを実施します

(北海道)

道では、道産食品の輸出に取り組む道内企業を支援するため、海外での商談会やテスト輸出などを実施(外部委託)します。商談会・テスト輸出については、詳細が決まり次第ホームページなどで参加事業者の募集を開始しますが、ご興味のある方は、下記の受託事業者までお問い合わせください。

(ホームページ:<http://www.h-food.or.jp/>)

◆実施事業・主な事業内容

【道産食品販路拡大推進事業】

- ・海外現地アドバイザー(シンガポール、タイ)の配置
- ・道内アドバイザー(東アジア担当、北米・EU担当)の配置
- ・現地商談会の開催(マレーシア、UAE、タイ、シンガポール、香港、台湾)
- ・現地フェアの開催(台湾)

※シンガポール、香港、台湾の商談会及びフェアについては終了しました。

【新規市場食需要開拓推進事業(機能性食品・スイーツ)】

- ・現地商談会、テスト輸出の実施(マレーシア、UAE、タイ、シンガポール、香港、台湾)
- ※シンガポール、香港、台湾の商談会については終了しました。
- ・道内普及啓発セミナーの開催

◆問い合わせ先

受託者:(一社)北海道食産業振興機構 TEL011-200-7000

(委託者:北海道経済部食関連産業室輸出戦略グループ TEL011-204-5138(直通))

道産食品の輸出相談窓口に関するご案内

(北海道)

農林水産省と日本貿易振興機構(ジェトロ)では、皆様にお気軽に相談いただける「農林水産物・食品輸出相談窓口」を国内各地に設置しています。

諸外国の規制・制度、国の支援事業、輸出先国のマーケット情報、輸出手続き等輸出に関するお問い合わせに、ぜひご活用ください。

農林水産物・食品の輸出相談窓口

農林水産省と日本貿易振興機構(ジェトロ)は、皆様にお気軽に相談いただける「農林水産物・食品輸出相談窓口」を国内各地に設置しています。是非、ご活用ください。

農林水産 輸出相談 **検索**

北海道農政事務所：TEL 011-330-8810

- ・輸出先国の各種規制・制度（放射性物質、検疫等）
- ・輸出に関する各種支援事業 等

ジェトロ北海道：TEL 011-261-7434

- ・輸出先国の基礎情報、マーケット情報
- ・輸出手続きについて ・見本市・商談会に関する情報 等

- ◆ 農林水産省、ジェトロ本部でも相談をお受けしております。この他、地方農政局、国内のジェトロ事務所に設置している窓口は次のURLよりご参照ください(右記QRコードからもアクセスできます)。

農林水産省：TEL 03-6744-7155 ジェトロ：TEL 03-3582-5646

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_soudan/attach/pdf/index-1.pdf



- ◆ 酒類の輸出についても、国税局・税務署および上記窓口において相談を受け付けておりますので、是非、お問い合わせください。

◆お問い合わせ先

北海道経済部食関連産業室輸出戦略グループ TEL011-204-5138（直通）

「北海道食品機能性表示制度（愛称：ヘルシー^ドo）」の活用について

（北海道）

道では、道産加工食品に含まれる機能性成分について、健康でいられる体づくりに関する科学的な研究が行われた事実を認定する「北海道食品機能性表示制度（愛称：ヘルシーDo）」を平成 25 年 4 月 1 日からスタートさせました。

ヘルシーDoは、消費者の健康志向の高まりを捉えた、道産食品の付加価値向上と販路拡大につながる制度です。企業の皆様には、ぜひ積極的な活用をご検討ください。

《制度の概要》

- ◆**認定要件** ・北海道で製造された加工食品であること
 ・加工食品に含まれる機能性素材が北海道で製造されていること
- ◆**認定基準** ・加工食品に含まれる成分について、健康の維持、増進効果の検証のために行われた「ヒトを被験者とした食の臨床試験」の結果に基づき論文（同分野の複数の専門家による査読付きの学術論文）が作成されていることなど
- ◆**認定審査** ・論文等について、道が、懇談会を開催し、学識経験者の意見を聞いて審査
- ◆**申請時期** ・毎年 2 回（5 月、11 月）平成 30 年度については、道のホームページで案内しますのでご覧ください。
- ◆**表示** ・認定品は商品パッケージに以下を表示

＜認定文言＞

この商品に含まれる＜成分名＞については、『健康でいられる体づくりに関する科学的研究』が行われたことを北海道が認定したものです。（この表示は、北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区における国との協議に基づき、北海道内で製造された製品に限り認められたものです。）

【認定マーク】



【ロゴマーク】



《累計認定数》

- ◆44 社 81 品目（平成 29 年 9 月現在）※ 第9回認定で3社3品目が追加！うち2品目は新規機能性素材

《その他》

- ◆ヘルシーDo認定品は認定前と比較し約 30%売上額が増加しています。中には、3 倍、4 倍に増えた事例もあります。（道の平成 27 年度調査実施の結果）
- ◆道では、ヘルシーDo認定品を広く紹介するため、さまざまな取組を行っています。
 - ・ヘルシーDoのフェイスブックページで情報発信しています！
 - ・ヘルシーDoフェア（平成 29 年度はこれまで、東急ハンズ札幌店、ル・トロワ、大丸札幌店で開催。平成 28 年度は 3 月までに、「北海道どさんこプラザ札幌店」などで 8 回開催）
 - ・「スーパーマーケット・トレードショー2018」（2018 年2月 14 日～16 日、幕張メッセで開催される国内最大級の食の展示会）に「ヘルシーDoゾーン」を展開し、認定企業とともにヘルシーDoをアピールする予定です。

フェイスブックQRコードで読取！⇒



◆問い合わせ先

北海道経済部食関連産業室研究集積グループ（TEL:011-204-5226）

北海道の中小企業向け融資制度（中小企業総合振興資金）のご案内

（北海道）

道では、中小企業の皆様が経営基盤の強化や事業の活性化に向けて円滑な資金調達ができるよう、中小企業総合振興資金融資制度を通じて支援しています。

また、特定非営利活動法人(NPO法人)の方も中小企業総合振興資金をお使いいただけます。(一部メニューを除く)

◆制度概要

資金名		融資対象	
ライフ ステージ 対応資金	創業貸付	①新たに事業を開始する、又は会社を設立する予定の個人 ②新たに会社を設立する予定の中小企業者である会社 ③創業後5年を経過しない個人又は中小企業者である会社	
	ステップ アップ 貸付	政 策 サポ-ト	道の経済施策に基づく分野の事業に取り組む方 【食、国際、環境・エネルギー、ものづくり、商業、 事業活性化(経営革新、雇用、事業承継、表彰)】
		観 光・ 企業立地	①道内において観光施設の新増設や観光客の受入体制の整備に取り組む方 ②道内において工場や事業所の新増設を行う企業立地促進費補助金の 対象業種事業者
	経営力強化貸付	信用保証協会の「経営力強化保証制度」の対象となる中小企業者等	
	再生支援貸付	①北海道中小企業再生支援協議会の支援による事業再生に取り組む中 小企業者等 ②経営安定(倒産防止)特別相談室を設置する商工会議所等の推薦を受 けた中小企業者等	
経済環境 変化対応 資金	経営環境 変化対応 貸付	経済環境の変化により、一時的に売上や利益の減少等業況悪化を来して いる中小企業者等	
		原料等 高騰	①原料等高騰の影響により、売上高に対する売上原価等の割合が前年同 期比で増加している中小企業者等 ②①の要件に該当し、省エネルギー施設等を導入する方
		認定企業	中小企業信用保険法第2条第5項に基づく市町村長の認定を受けた「特定 中小企業者」、又は、道が特に認めた事由により影響を受けている中小企業者等
	防災・減災 貸付	災害復旧	①災害の影響により中小企業信用保険法第2条第5項に基づく市町村長の 認定を受けた「特定中小企業者」 ②災害等により被害を受けた方で道が認めた地域内に事業所を有する中 小企業者等
耐震改修 対 策		事業継続計画(BCP)を策定し、事前に災害等に備える取組を行う中小企 業者等 要緊急安全確認大規模建築物を所有する方	
一般経営 資金	一般貸付	中小企業者等	
	小規模企業 貸付	従業員20人(商業・サービス業は5人、宿泊業及び娯楽業は20人)以下 の中小企業者等	
		小口	信用保証協会の「小口零細企業保証制度」の対象となる小規模企業者

※詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL: <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/index.htm>

◆問い合わせ先:北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

北海道の創業者向け融資制度のご案内

(北海道)

道の融資制度(中小企業総合振興資金)では、これから道内で事業を開始したい方や、事業開始後5年未満である方などを支援するため、創業者向けの融資制度をご用意しています。ぜひご利用ください。

◎創業前でも申込みできます！

◎据置期間を最長2年まで設定できます！

◆制度概要

資金名	創業貸付	
融資対象	(1)事業を営んでいない個人であって、1か月以内(産業競争力強化法第2条第23項第1号に規定する認定特定創業支援事業(以下「認定特定創業支援事業」という。)により支援を受けて創業する場合は6か月以内)に新たに事業を開始するあるいは2か月以内(認定特定創業支援事業により支援を受けて創業する場合は6か月以内)に新たに会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有するもの (2)中小企業者である会社であって、新たに中小企業者である会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有するもの (3)事業を営んでいない個人が、個人又は会社設立により事業を開始し、開始後5年を経過しないもの又は、中小企業者である会社が新たに設立した中小企業者である会社であって、設立後5年を経過しないもの	
資金用途	事業資金(運転資金・設備資金)	
融資金額	3,000万円以内 かつ、融資対象(1)のうち信用保証協会の創業等関連保証を受けようとする者については、自己資金額の範囲内	
融資期間	10年以内(うち据置2年以内)	
融資利率	【固定金利】 3年以内 年1.2% 5年以内 年1.4% 7年以内 年1.6% 10年以内 年1.8%	【変動金利】 年1.2% (融資期間が3年を超える場合に選択可能)
担保及び保証人	取扱金融機関の定めるところによります。 ただし、信用保証協会の創業等関連保証、創業関連保証、支援創業関連保証及び再挑戦支援保証を受けようとする方については無担保無保証人(法人は原則代表者を保証人)とします。	
償還方法	取扱金融機関の定めるところによります。	
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとなります。	
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合	

◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
 各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
 後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

耐震改修に対応する融資制度のご案内

(北海道)

道では、大規模建築物を所有し、耐震改修促進法に基づく耐震診断の結果を受けて耐震改修工事に取り組む中小企業者等の方々に対する融資制度を取り扱っています。

◆制度の概要

資金名	防災・減災貸付(耐震改修対策)
融資対象	耐震改修促進法附則第3条第1項に規定する「要緊急安全確認大規模建築物」を所有し、国又は市町村の補助金を活用する中小企業者(観光施設の場合は大企業も対象となります。)
資金使途	設備資金 (要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修費用)
融資金額	16億円以内
融資期間	20年以内(うち据置2年以内)
融資利率	《固定金利》 3年以内 年1.1% 5年以内 年1.3% 7年以内 年1.5% 20年以内 年1.7% 《変動金利》 年1.1% (融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る)
担保及び償還方法	すべて取扱金融機関の定めるところによります。
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合

※詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL: <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/06bousai.htm>

◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

北海道の融資制度で借換ができます

(北海道)

道の融資制度(中小企業総合振興資金)では、道制度融資の既往借入金について借換を行うことができます。月々の返済負担を軽減し、厳しい資金繰りの円滑化を図るために、ぜひご利用ください。

◎保証の有無にかかわらず、道制度融資の既往借入金を借換えできます！

◎借換えと同時に新規分を含めた増額融資や複数の道制度融資を一本化できます！

・保証付き道制度融資から保証付き道制度融資の借換え ⇒【○】

・保証なし道制度融資から保証なし道制度融資の借換え ⇒【○】

・保証なし道制度融資から保証付き道制度融資の借換え ⇒【×】

※道制度融資以外の借入金は借換の対象となりません。

◆借換えに活用できる貸付制度

貸付名	融資対象者の概要	融資金額	融資(据置)期間	融資利率(%)
経営力強化貸付	経営改善計画の策定を行う方	1億円以内	10年(1年)以内	固定:1.1~1.3 変動:1.1
再生支援貸付	北海道中小企業再生支援協議会などの支援により経営再建を図る方		10年(2年)以内	金融機関所定の利率
経営環境変化対応貸付	売上の減少等、業況の悪化を来している方	5,000万円以内	10年(2年)以内	固定:1.2~1.8 変動:1.2
原料等高騰	原料等価格の高騰により、経営に支障を来している方	1億円以内		固定:1.1~1.3 変動:1.1
認定企業	取引先企業の倒産、構造不況の影響などにより経営に支障を来している方			
災害復旧	災害により経営に支障を来している方	運:5,000万円以内 設:8,000万円以内		
一般貸付	中小企業者等の方	8,000万円以内	10年(1年)以内	
小規模企業貸付	従業員20人(商業・サービスは5人)以下の小規模企業者の方	5,000万円以内	運:7年 設:10年 (1年)以内	固定:1.4~2.0 変動:1.4
小口	小口零細企業保証の対象となる方	1,250万円以内		

※各貸付制度の詳しい融資条件等については、お問い合わせください。

◆問い合わせ先:北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

小規模企業者等設備貸与事業のご案内

(北海道)

(公財)北海道中小企業総合支援センターでは、小規模企業者の方が創業及び経営の革新に必要な設備を導入する際に、センターがその設備を購入し、申込みをされた方に割賦販売または、リースする公的制度を実施しております。

詳しくは、(公財)北海道中小企業総合支援センター(電話011-232-2404)へお尋ねください。

◆制度の概要

区 分	割 賦 販 売	リ ー ス
対 象 者	常時使用する従業員数が50人以下の小規模企業者等	
対 象 設 備	創業者の事業のために必要な設備及び小規模企業者等の経営革新に必要な設備として一定の要件を満たすもの。	
設 備 価 格	100万円～1億円	
割賦・リース期間	10年以内	3～10年
割賦損料率・ 月額リース料率	割賦損料率 年 1.8%～2.0%	リース期間：月額リース料率 3年：2.955% ～ 10年：0.998%

※上記制度に関する手続きなど詳細については、下記ウェブページをご覧ください。

URL：http://www.hsc.or.jp/gaiyo/setsubi/kappu_lease.htm

◆問い合わせ先：北海道経済部 地域経済局 中小企業課近代化資金グループ(TEL 011-204-5345)

トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）のご案内

（北海道労働局）

「トライアル雇用」は、職業経験の不足などから就職が困難な求職者を試行雇用することにより（原則3カ月間）、その適性や能力を見極め、常用雇用への移行のきっかけとしていただくことを目的とした制度です。

労働者の適性を確認した上で常用雇用へ移行することができるため、ミスマッチを防ぐことができます。

事業主の皆さまには、トライアル雇用制度の活用を積極的にご検討いただくようお願いいたします。

支給額

対象者1人当たり、月額最大4万円(最長3カ月間)

※ 対象者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、若者雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の対象者に対しトライアル雇用を実施する場合いずれも1人当たり月額5万円(最長3カ月間)となります。

※ 中小建設事業主が若年者(35歳未満)又は女性を建設技能労働者等として、一定期間試行雇用しトライアル雇用助成金の支給を受けた場合に、建設労働者確保育成助成金の受給ができるようになりました。

詳細は建設労働者確保育成助成金のリーフレットをご確認ください。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000153886.pdf>

事前にトライアル雇用求人ハローワーク、地方運輸局、職業紹介事業者*に提出し、これらの紹介により、対象者を原則3カ月の有期雇用で雇い入れ、一定の要件を満たした場合に、助成金を受けることができます。

*トライアル雇用助成金(一般トライアルコース)の取扱いを行うに当たって、雇用関係給付金の取扱いに係る同意書を労働局に提出している職業紹介事業者。

トライアル雇用の対象者

次のいずれかの要件を満たした上で、紹介日に本人がトライアル雇用を希望した場合に対象となります。

- ① 紹介日時点で、就労経験のない職業に就くことを希望する
- ② 紹介日時点で、学校卒業後3年以内で、卒業後、安定した職業※1に就いていない
- ③ 紹介日の前日から過去2年以内に、2回以上離職や転職を繰り返している
- ④ 紹介日の前日時点で、離職している期間が1年を超えている※2
- ⑤ 妊娠、出産・育児を理由に離職し、紹介日の前日時点で、安定した職業に就いていない期間が1年を超えている
- ⑥ 就職の援助を行うに当たって、特別な配慮を要する※3

※1 期間の定めのない労働契約を締結し、1週間の所定労働時間が通常の労働者の所定労働時間と同等であること

※2 パート・アルバイトなどを含め、一切の就労をしていないこと

※3 生活保護受給者、母子家庭の母等、父子家庭の父、日雇労働者、季節労働者、中国残留邦人等永住帰国者、ホームレス、住居喪失不安定就労者

◆助成金を受けるためには、対象となる事業主、労働者などの定められた要件を満たす必要があります。

◆障害者の方を対象とするコースもあります(障害者トライアルコース・障害者短時間トライアルコース)。

◆問い合わせ先: 厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係
(雇用助成金さっぽろセンター3階) TEL:011-738-1056

◆厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/trial_koyou.html

生涯現役起業支援助成金のご案内

(北海道労働局)

中高年齢者等の雇用機会の確保を図り、生涯現役社会の実現を推進するためには、企業による雇用の拡大という施策だけでなく、多様な形態で就業機会を確保していくことが重要であることから、中高年齢者等が起業によって自らの就業機会の創出を図るとともに、事業運営のために必要となる従業員(中高年齢者等)を雇い入れることに伴う雇用機会の創出について助成を行うものです。

◆制度概要

中高年齢者(40歳以上)の方が起業によって、中高年齢者等を雇入れた場合(60歳以上1名以上、40歳以上2名以上、または40歳未満3名以上)、募集や教育訓練など、**雇用創出措置に関する費用の一部を助成**します。

雇用創出措置とは

対象労働者(※1)の雇入れに当たって事業主が行うことを求められる措置のなかで、募集や採用、教育訓練に関するものをいいます。(※1:計画期間内に新たに雇用保険の一般被保険者として雇い入れられた人であり、かつ、継続して雇用することが確実な労働者として雇い入れられた人)

◆支給額と助成対象費用について

起業者(※2)の区分に応じて、計画期間内(12か月以内)に行った雇用創出措置に要した費用に、以下の助成率をかけた額を支給します。(※2:法人の場合は法人の代表者、個人事業の場合は個人事業主)

起業者の区分	助成率	助成額の上限(※3)
起業者が60歳以上の場合	2/3	200万円
起業者が40～59歳の場合	1/2	150万円

(※3:助成対象となる費用(下記参照)ごとに助成額の上限があり、その合計額となります。)

【助成対象費用】

募集・採用に関する費用	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 民間有料職業紹介事業の利用料 ▶ 求人情報掲載費用 ▶ 募集・採用パンフレットなどの作成費用 ▶ 就職説明会の実施に関する費用 ▶ 採用担当者が募集・採用活動を行うために要する費用(交通費・宿泊費) ▶ 対象労働者が求職活動を行っていた際に事業主が負担した費用(交通費・宿泊費) ▶ 対象労働者が移転した際に事業主が負担した費用(引越費用、交通費・宿泊費) ▶ 就業規則の策定費用、職業適性検査の実施費用、雇用管理制度の導入費用 ▶ 職場見学・体験(インターンシップ)の実施費用(募集に要する費用、参加者に支払った交通費・宿泊費)
教育訓練に関する費用	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 対象労働者が従事する職務に必要な知識または技能を習得させるための教育訓練、資格取得、講習に要する費用

◆問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係(雇用助成金さっぽろセンター6階)

TEL:011-788-2294

◆厚生労働省ホームページ(URLを直接入力) <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115906.html>

人材開発支援助成金のご案内

(北海道労働局)

人材開発支援助成金とは、労働者の段階的かつ体系的な職業能力開発を効果的に促進するため、雇用する労働者(無期雇用かつフルタイム労働者)に対して、職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練などを計画に沿って実施した場合や、人材育成制度の導入及び適用をした際に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

各種コースと助成率・額

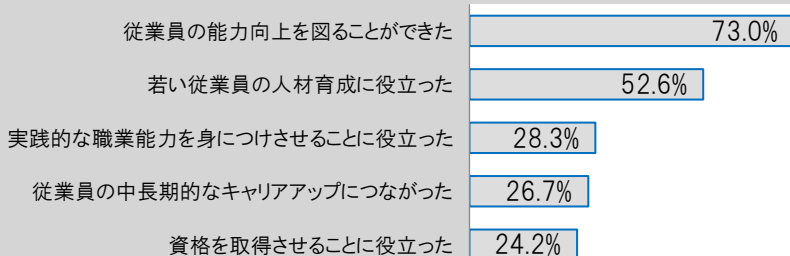
助成金の対象となる各種コースや訓練・制度等		助成率・額	
訓練関連	特定訓練コース	労働生産性向上訓練	◆経費助成：45%(一部60%) 【60%(一部75%)】 ◆賃金助成：1時間760円 【960円】 ◆OJT実施助成：1時間665円 【840円】
		若年人材育成訓練	
		熟練技能育成・承継訓練	
		グローバル人材育成訓練	
		特定分野認定実習併用職業訓練	
		認定実習併用職業訓練	
	中高年齢者雇用型訓練		
一般訓練コース	特定訓練コース以外の訓練	◆経費助成：30%【45%】 ◆賃金助成：380円【480円】	
制度導入関連	キャリア形成支援制度導入コース	セルフ・キャリアドック制度	◆制度導入助成：47.5万円 【60万円】
		教育訓練休暇等制度	
	職業能力検定制度導入コース	技能検定合格報奨金制度	
		社内検定制度 業界検定制度(事業主団体等のみ)	

※【】内は生産性要件を満たす場合に助成率や助成額が割増しとなり、直近の会計年度における「生産性」が3年前と比べて6%以上伸びている場合、もしくは1%以上伸びていて金融機関から一定の事業性評価を得ている場合に対象となります。

助成金を利用した事業所の声です。
多くの事業所から高い評価をいただいています！



助成金を利用した事業主の声



(出所)H28年度キャリア形成促進助成金に関するアンケート調査

詳しくは、ホームページをご覧ください。雇用助成金さっぽろセンター(北海道労働局)へお問い合わせください。

◆雇用助成金さっぽろセンター6F (TEL 011-788-9070)

◆ホームページ：http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

職場定着支援助成金（雇用管理制度助成コース 介護福祉機器助成コース
 保育労働者雇用管理制度助成コース 介護労働者雇用管理制度助成コース）のご案内【新規】

（北海道労働局）

助成金の概要

職場定着支援助成金は、雇用管理制度の導入などを通じて従業員の離職率の低下に取り組む事業主に対して助成するもので、雇用管理改善を推進し、人材の定着・確保と、魅力ある職場の創出を目的としています。

また、介護事業主が介護福祉機器を導入した場合や、保育分野および介護分野における人材不足を解消するため、保育事業主や介護事業主が保育労働者または介護労働者の職場への定着の促進に資する賃金制度の整備などを通じて、労働者の離職率の低下に取り組んだ場合も助成対象となります。

<p>雇用管理制度助成コース</p>	<p>事業主が、新たに雇用管理制度（<u>評価・処遇制度</u>、<u>研修制度</u>、<u>健康づくり制度</u>、<u>メンター制度</u>、<u>短時間正社員制度</u>（<u>保育事業主のみ</u>）の導入・実施を行った場合に制度導入助成（1制度につき10万円）を、雇用管理制度の適切な運用を経て従業員の離職率の低下が図られた場合に目標達成助成（57万円（生産性要件を満たした場合は72万円））を支給します。</p> <table border="1" data-bbox="443 871 1461 1243"> <thead> <tr> <th colspan="2">制度導入助成</th> <th>目標達成助成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価・処遇制度</td> <td>10万円</td> <td rowspan="5">57万円 (生産性要件を満たした場合は72万円)</td> </tr> <tr> <td>研修制度</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>健康づくり制度</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>メンター制度</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>短時間正社員制度 (保育事業主のみ)</td> <td>10万円</td> </tr> </tbody> </table>	制度導入助成		目標達成助成	評価・処遇制度	10万円	57万円 (生産性要件を満たした場合は72万円)	研修制度	10万円	健康づくり制度	10万円	メンター制度	10万円	短時間正社員制度 (保育事業主のみ)	10万円
制度導入助成		目標達成助成													
評価・処遇制度	10万円	57万円 (生産性要件を満たした場合は72万円)													
研修制度	10万円														
健康づくり制度	10万円														
メンター制度	10万円														
短時間正社員制度 (保育事業主のみ)	10万円														
<p>介護福祉機器助成コース</p>	<p><u>介護事業主</u>が、介護労働者の身体的負担を軽減するために、新たに<u>介護福祉機器</u>を導入し、適切な運用を行うことにより、労働環境の改善がみられた場合に、<u>機器導入助成</u>（<u>介護福祉機器の導入費用の25%</u>（上限150万円））を、介護福祉機器の適正な運用を経て従業員の離職率の低下が図られた場合に<u>目標達成助成</u>（<u>介護福祉機器の導入費用の20%</u>（生産性要件を満たした場合は35%（上限150万円）））を支給します。</p>														
<p>保育労働者雇用管理制度助成コース 介護労働者雇用管理制度助成コース</p>	<p><u>保育事業主</u>または<u>介護事業主</u>が、保育労働者または介護労働者の職場への定着の促進に資する<u>賃金制度の整備</u>（職務、職責、職能、資格、勤続年数等に応じて階層的に定めるものの整備）を行った場合に<u>制度整備助成</u>（50万円）を支給します。賃金制度の適切な運用を経て保育労働者または介護労働者の離職率に関する目標を達成した場合、計画期間終了1年経過後に<u>目標達成助成（第1回）</u>（57万円（生産性要件を満たした場合は72万円））を、計画期間終了3年経過後に<u>目標達成助成（第2回）</u>（85.5万円（生産性要件を満たした場合は108万円））を支給します。</p> <table border="1" data-bbox="392 1715 1490 1904"> <thead> <tr> <th>制度整備助成</th> <th>目標達成助成（第1回）</th> <th>目標達成助成（第2回）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50万円</td> <td>57万円 (生産性要件を満たした場合 72万円)</td> <td>85.5万円 (生産性要件を満たした場合 108万円)</td> </tr> </tbody> </table>	制度整備助成	目標達成助成（第1回）	目標達成助成（第2回）	50万円	57万円 (生産性要件を満たした場合 72万円)	85.5万円 (生産性要件を満たした場合 108万円)								
制度整備助成	目標達成助成（第1回）	目標達成助成（第2回）													
50万円	57万円 (生産性要件を満たした場合 72万円)	85.5万円 (生産性要件を満たした場合 108万円)													

◆問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課 雇用助成金さっぽろセンター6階
 TEL 011-788-9132

◆厚生労働省ホームページ

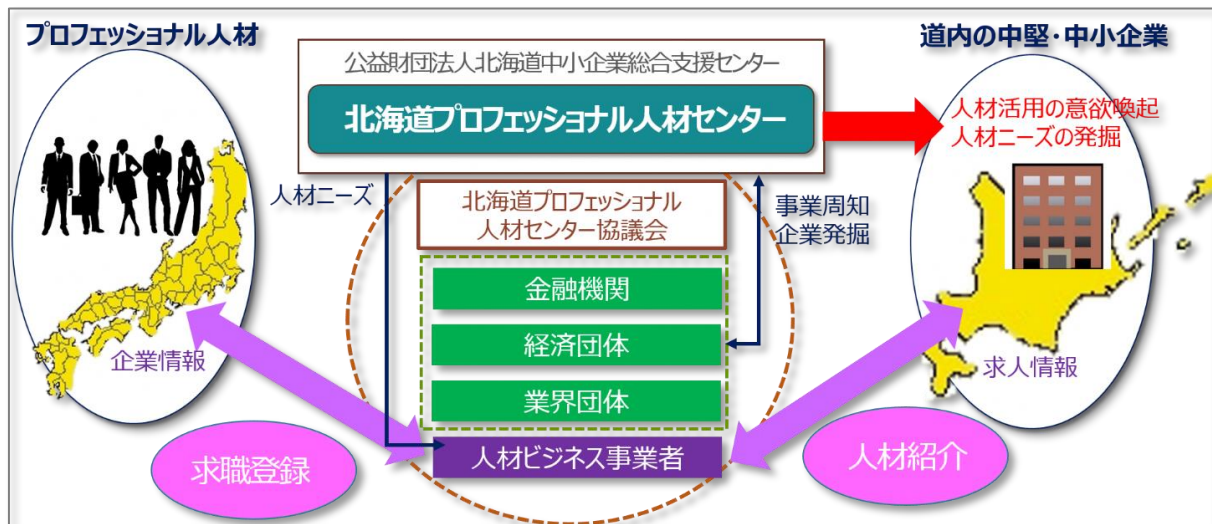
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/teiyaku_kobetsu.html

「北海道プロフェッショナル人材センター」のご案内

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

公益財団法人北海道中小企業総合支援センターでは、道から北海道プロフェッショナル人材センター事業の委託を受け、当センター内に「北海道プロフェッショナル人材センター」を設置しています。

北海道プロフェッショナル人材センターでは、潜在的成長力の高い道内の中堅・中小企業の成長戦略を実現するために、戦略マネージャーが中心となり、新規事業の創出、既存事業の拡大、生産性の向上などをリードすることができるプロフェッショナル人材の活用を促し、採用をサポートします。



◆プロフェッショナル人材とは

新たな商品・サービスの開発、その販路の開拓や、生産性の向上などの取組を通じて、企業の成長戦略を具現化していく人材のことを称します。

◆業務内容

- ① 企業訪問等によりプロフェッショナル人材活用による経営改善等の意欲を喚起します。
- ② プロフェッショナル人材活用ニーズを民間の人材ビジネス事業者に取り次ぎ、マッチングをサポートします。
- ③ プロフェッショナル人材の活用事例等を発表するセミナーを開催します。
- ④ 金融機関、商工団体、民間の人材ビジネス事業者等との連携のための地域協議会を開催します。

◆事業の流れ

- ① 潜在成長力への気づき
北海道プロフェッショナル人材センターでは、以下のようなアプローチを通し、地域企業の経営者の皆様との対話を通じて「攻めの経営」への転換を後押しします。
●企業の相談対応 ●企業への訪問 ●関係機関との連携 ●セミナー・イベント
- ② プロフェッショナル人材活用の提案
人材活用の提案により、プロフェッショナル人材活用の意欲喚起を図ります。
- ③ 人材ニーズの具体化とマッチング
具体化した人材ニーズを民間人材ビジネス事業者へ取り次ぐとともに、企業の経営者からの相談等へ対応します。
- ④ フォローアップ
プロフェッショナル人材の採用後も、関係機関や人材ビジネス事業者と連携してフォローアップを行います。

◆戦略マネージャー・サブマネージャー

- 戦略マネージャー 堀 敦志
- サブマネージャー 熊田 広宣

◆相談窓口

〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル9階 (公財)北海道中小企業総合支援センター内
TEL:011-232-2002 FAX:011-232-2011 月曜日～金曜日(8:45～17:30) ※祝祭日、年末年始を除く
E-mail:pro-jinzai@hsc.or.jp URL:<http://pro-jinzai-hokkaido.jp/>

就職活動前に地域の企業を広く知るための企業展示会

「じもと×しごと発見フェア」の開催【新規】

(北海道)

若者の職場定着に向けては、就職活動をはじめの前から地域の仕事や企業を広く知り、こうした情報をもとに志望職種や企業を的確に絞り、就職活動に進むことが重要なことから、道では、就職活動前の学生をはじめ、未内定者や既卒未就職者を対象に、地元の企業が一堂に会し、産業や企業の魅力を発信する「じもと×しごと発見フェア」を道内各地で開催しています。

今後の開催予定は次のとおりです。出展についてご興味のある方はお問い合わせください。

◆今後の開催予定

開催場所	日	時
小樽市産業会館（小樽市稲穂 2 丁目 17-1）	1 月 29 日(月)	15:00～18:00
根室市総合文化会館（根室市曙町 1 丁目 40）	2 月 1 日(木)	16:00～18:00
中標津町トーヨーグランドホテル（中標津町東 20 条北 1 丁目）	2 月 2 日(金)	16:00～18:00
岩見沢市イベントホール赤れんが（岩見沢市有明町南 1）	2 月 5 日(月)	13:00～16:00
苫小牧市文化交流センター（苫小牧市本町 1 丁目 6-1）	2 月 13 日(火)	13:30～15:30
室蘭市文化センター（室蘭市幸町 6-23）	2 月 16 日(金)	13:30～15:30

◆問い合わせ先

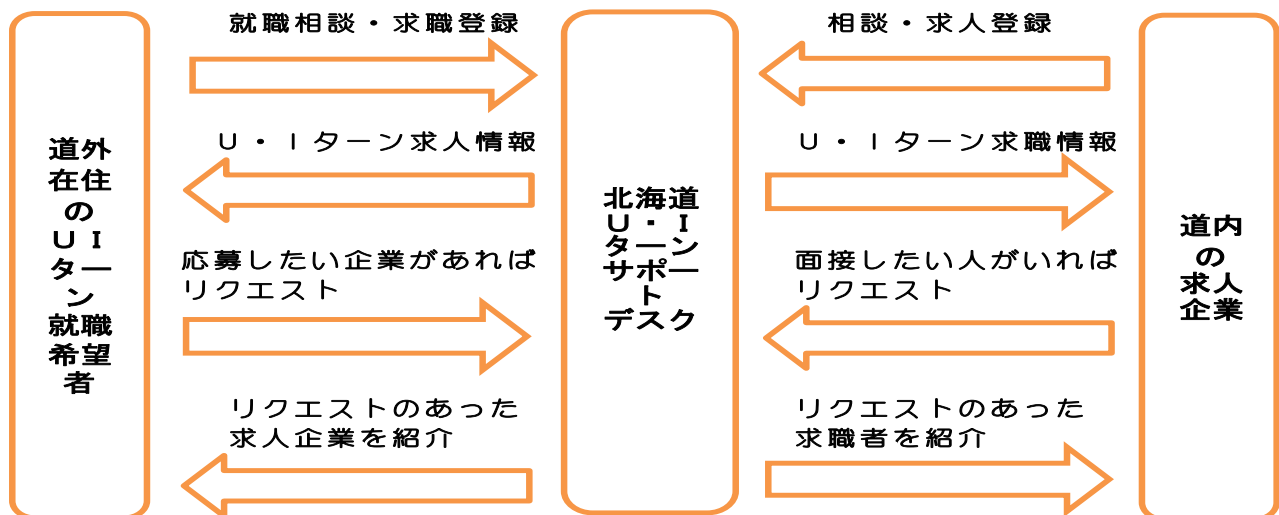
北海道経済部労働政策局雇用労政課就業支援グループ TEL011-204-5099(直通)

U・Iターン就職希望者の採用はいかがですか【新規】

(北海道)

道では、U・Iターン就職希望者の採用を予定している道内企業の皆様を支援しています。

- 求人登録をすると、U・Iターン求職登録者の情報が閲覧できます。
(氏名・住所などの個人情報には開示していません。)
- U・Iターン求職登録者は、求人登録されている企業情報が閲覧できます。
- 登録はインターネットから直接入力できます。
- 面接を希望する求職登録者がいましたら、リクエストを行ってください。



◆詳しい情報や登録はこちらから

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/ui-turn/index.htm>

◆問い合わせ先

北海道U・Iターンサポートデスク(北海道経済部労働政策局雇用労政課人材誘致グループ)
TEL:011-251-3896

「ほっかいどう働き方改革支援センター」のご案内【更新】

(北海道)

道では、従業員の就業環境整備や労働生産性向上などに取り組む企業の方々を支援するため、社会保険労務士や中小企業診断士などの専門家が無料で相談に対応する「ほっかいどう働き方改革支援センター」を平成28年12月20日に開設しました。是非、お気軽にご相談ください。

◆ 「ほっかいどう働き方改革支援センター」ではどんなことをやっているの？

「働き方改革」に取り組む企業のお悩み解決！専門家のアドバイスが**無料**で受けられます

■ **社会保険労務士・中小企業診断士が相談に対応します。**

「ほっかいどう働き方改革支援センター」(札幌)には、社会保険労務士・中小企業診断士が常駐し、従業員の就業環境の整備などの労働面のアドバイス、生産性の向上や業務の効率化、利益率の向上などの経営面に関するアドバイスがワンストップで受けられる相談窓口(無料)を常時設置しています。

■ **札幌以外でも相談できる「出張相談会」を道内6か所で開催！**

センターから離れている地域の企業の方々には、函館市、旭川市、帯広市、釧路市、北見市、室蘭市において開催する出張相談会もご利用いただけます。(詳細は、センターホームページをご覧ください。)

■ **「働き方改革アドバイザー」が会社を訪問し、適切な助言・指導を行います。**

就業規則の見直しや職場環境の改善など現場でのアドバイスが必要な場合には、専門家が直接会社を訪問し、実態に即したアドバイスを行います。(1法人につき2回まで)

イベント情報(1~2月)

■ 「ミニセミナー」+「出張相談会又は座談会」

日 程	セミナーのテーマ	場 所
H30年 1月23日(火) 【セミナー・座談会】 13:30~15:30	中小企業のための働き方改革セミナー	北見ピアソンホテル ハーベスト (北見市北3条西3丁目6番地)
H30年 2月 8日(木) 【セミナー・座談会】 19:00~(調整中)	(調整中)	函館市内(調整中)

(詳細は、センターまでお問い合わせください。なお、参加を希望される方は、センターまで事前にご連絡ください。)

◆ 「ほっかいどう働き方改革支援センター」ではどんな相談を受けられるの？

- ◇ 長時間労働を減らすにはどうしたらいいのかわかりたい
- ◇ 非正規社員を正社員にするメリットについて知りたい
- ◇ 就業規則に問題がないかチェックしてほしい
- ◇ 仕事と家庭の両立支援関係の助成金を紹介してほしい
- ◇ 有給休暇の取得率を上げるにはどうすればいいのかわかりたい
- ◇ 様々な「働き方」の最近の情報を知りたい

◆ **ご利用方法**

相談を希望される方は、下記の専用電話へ事前にご連絡ください。また、メールやFAXによる相談も承っています。

◆ **ほっかいどう働き方改革支援センター**

札幌市中央区北1条西7丁目プレスト1・7 3F 北海道中小企業団体中央会内
 TEL:0120-495-595(専用電話) Email:hatarakikatasion@doginsoken.jp FAX:011-206-1498
 URL:<http://www.lilac.co.jp/hataraki> 午前9時~午後5時(土日祝日を除く)

人材確保と経営力強化に取り組む企業を応援します

【北海道ビジネスサポート・ハローワーク】のご案内について【更新】

(北海道)

北海道ビジネスサポート・ハローワークは、人材の確保・育成や、生産性の向上、経営力の強化などの課題に対応しようとする中小企業の皆様、および新規に創業をお考えの皆様へのサービスを、ワンストップで提供する北海道と北海道労働局が共同で運営する施設です。

ぜひお気軽にご相談ください。

◆サービス内容

- ・企業の在職者訓練に係る案内・相談、求人コンサルティング
- ・助成金に関する案内相談、助成金セミナーの開催
- ・経営相談(同一フロアの北海道中小企業総合支援センターが対応)

◆センター概要

営業時間:9:30~17:00(土日祝日休)
場所:札幌市中央区北1条西2丁目2
北海道経済センタービル 9F
(北海道中小企業総合支援センターと同一フロアです)
TEL:011-200-1622 FAX:011-281-2351
利用料:無料

◆12・1月の事務所向けセミナー

・各種助成金のご案内

①「キャリアアップ助成金」	1/11(木)	14:00~16:00
②「人材開発支援助成金」(旧キャリア形成促進助成金)	1/18(木)	14:00~15:30
③「特定求職者雇用開発助成金」	1/25(木)	14:00~16:00
④「地域雇用開発助成金」	12/25(月)、1/29(月)	14:00~15:30

*上記①、③は 90 分のセミナーの後、高齢・障害・求職者支援機構の職員から「65 歳超雇用推進助成金」の説明があります。(30 分)

・雇用保険関係セミナー

①「雇用保険事務手続きセミナー」	1/19(金)	14:00~16:00
②「電子申請活用セミナー」	1/23(火)	14:00~15:30
③「雇用継続給付セミナー」	12/21(木)、1/30(火)	14:00~16:00

*上記①、③は 90 分のセミナーの後、雇用管理改善セミナーがあります。

★セミナー詳細、申込については以下の HP をご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/BSHW.htm>



北海道ビジネスサポート・ハローワーク



中小企業大学校旭川校 1月～2月開講講座のご案内 ～中小企業の人材育成をサポート～【更新】

(中小企業大学校 旭川校)

中小企業大学校旭川校は、経済産業省所管の独立行政法人である中小機構が運営する研修機関です。今回は、平成30年1月～平成30年2月に開講する研修講座の情報をご案内します。カリキュラム詳細をご覧頂き、ぜひ、受講をご検討ください。お申し込みは、ホームページまたはファックスでお受けしています。

No.25 5SとIEで進める製造現場の生産性向上 ～徹底的なムダ排除と、改善できる現場力を身につける！～

本研修では、5Sと見える化の定着及びIEによる現場改善を進め、現場の生産性向上と収益改善への取り組み方策を検討すると共に、現場改善を通じた人材育成の考え方を学びます。

◆この研修のポイント

1. 製造現場の生産性と、会社の収益・財務との関連が、これで分かります。
2. 5Sを行動レベルで理解し、目で見える管理やIE技法の活用ができるようになります。
3. 生産性向上による収益改善を、具体的に算定することができるようになります。

◆研修期間 1月15日(月)～17日(水) 3日間

◆研修時間 21時間

◆対象者 経営幹部、管理者(候補者)

◆受講料 31,000円(税込)

◆講師 株式会社ジェック経営コンサルタント 営業本部 部長 高田 忠直氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2017/100033.html>

No.26 わが社の業務課題解決講座 ～生産性を高める“現場主導の業務改革”定着をめざして！～

本研修では、業務の課題解決を行うために「企業のあるべき姿」を描いたうえで、現場主導の業務改革と実行計画を作成するとともに、組織の活性化を図るための総合的なノウハウを学んでいただきます。

◆この研修のポイント

1. 最新動向や事例から、業務課題解決のための方策を学びます。
2. 講義とケース演習を通して、業務課題解決のための実行計画作成のプロセスを理解します。
3. インターバル期間中に、豊富な実務知識・経験・ノウハウを持つ専門家によるアドバイスを受けることができます。

◆研修期間 1月23日(火)～25日(木)／2月26日(月)～28日(水) 述べ6日間

◆研修時間 42時間

◆対象者 経営幹部、管理者(候補者)

◆受講料 58,000円(税込)

◆講師 有限会社ブレインズ・ワン 代表取締役 阿部 裕樹氏
有限会社B・Pサポート 代表取締役 田坂 和大氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2017/100034.html>

<校外セミナー：札幌開催>

No.27 経営に活かす会計情報活用法

～厳しい時代を勝ち抜く会計実務“儲かるしくみと資金計画”～

本研修では、儲ける経営、お金を生む経営のための会計情報の見方と経営活動での活用法をわかりやすく説明し、特に昨今の経済情勢に対応した売上予算の作成、利益・資金計画の策定に役立つ内容を実践的に学んでいただきます。

◆この研修のポイント

1. 経営に役立つ会計の要点を、専門用語を使用せず、わかりやすく解説します。
2. 特に重要な箇所については、実際に計算を体験しながら理解できます。
3. すぐに使える「研修参加者限定会計ソフト」(※)を配布します。

(※)「研修参加者限定会計ソフト」で金融機関に提出する資金繰り計画等が作成することができます。

限定配布ソフトは講義内容の解説を交えた復習ソフトであり、実務で使える計数管理支援ソフトです。

◆研修期間 2月2日(金) 1日間

◆研修会場 中小機構北海道 大会議室(札幌市中央区北2条西1丁目 1-17 ORE 札幌ビル 6階)

◆研修時間 6時間

◆対象者 経営者、経営幹部(候補者)

◆受講料 16,000円(税込)

◆講師 西野税理士事務所 所長 西野 光則氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2017/100035.html>

No.28 経営に活かす人材育成の考え方・進め方

本研修では、人材育成の知識と手法を学ぶとともに、自社の経営戦略を実現するために求められる人材像を明確にすることで、より自社に合った実践的で実効性の高い人材育成(人事・研修・評価)によって社員のやる気を引き出し、定着率を高めて業績にも貢献できる仕組みづくりを学びます。

◆この研修のポイント

1. 社員に対して、将来のキャリアアップ・成長の展望を示すことができるようになります。
2. 社員のモチベーションアップにも繋がる人材育成計画づくりを学びます。
3. 大学校などの外部研修を、より有効に活用できるようになります。

◆研修期間 2月5日(月)～2月6日(火)、3月5日(月)～3月6日(火) 述べ4日間

◆研修時間 27時間

◆対象者 経営幹部、管理者(候補者)

◆受講料 38,000円(税込)

◆講師 エムストリームコンサルティング株式会社 代表取締役 植田 正樹氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2017/100036.html>

No.29 利益を生み出す業務改革・トラック運送業
～業務品質の向上により、荷主からの信頼を高めるために～

本研修では、トラック運送業が直面する経営環境・課題を踏まえたうえで、コスト・収益の見直しや ICT 活用等による業務改革の進め方について学ぶとともに、自社に合った「利益を生み出す」事業・業務改革計画づくりに取り組みます。

◆この研修のポイント

1. 業務改革への取り組み方を学び、社内での推進体制づくりを理解します。
2. 自社に合った業務改善計画づくりに取り組むことができます。
3. 参加しやすいインターバル研修で、前半で学んだ知識で社内の点検ができるため、研修効果が高まります。

- ◆研修期間 2月8日(木)～2月9日(金)・3月8日(木)～3月9日(金) 延べ4日間
- ◆研修時間 24時間
- ◆対象者 経営幹部、管理者(候補者)
- ◆受講料 35,000円(税込)
- ◆講師 近代経営システム研究所 代表 高森 弘純氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2017/100037.html>

No.30 e コマース活用講座
～ネット活用による宣伝・販路開拓の進め方～

本研修では、ネットを活用することにより、個人消費者向け、法人向け、販売・サービスを提供するビジネスモデルについて理解するとともに、事例及び演習を通じて、宣伝、販路開拓を実現するためのノウハウを実践的に習得します。

◆この研修のポイント

1. 事例と演習を通じてネット活用によるビジネスモデル(個人消費者向け、法人向け)のポイントを学びます。
2. 個別相談会を開催、業種・事業規模に応じたアドバイス(カウンセリングを含む)を行います。
3. 講師・受講者間による意見交換等を通じて実践につなげます。

- ◆研修期間 2月13日(火)～2月15日(木) 3日間
- ◆研修時間 21時間
- ◆対象者 経営幹部、管理者(候補者)
- ◆受講料 31,000円(税込)
- ◆講師 ソフィアブレイン 代表 小宮山 真吾氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2017/100038.html>

<校外セミナー:札幌開催>

経営トップセミナーⅡ

No.31 ものづくり技術を結集して世界に挑戦!

～「下町ボブスレープロジェクト」に学ぶ付加価値を高める技術力とリーダーシップ～

本セミナーでは、平昌五輪ジャマイカ代表チームに正式採用された「下町ボブスレー」プロジェクトリーダーの細貝淳一氏を招いて、ボブスレープロジェクトの苦労話と挑戦のエピソードを伺うとともに、厳しい競争環境の中で勝ち残るための中小企業の進むべき方向とリーダーシップについて語っていただきます。セミナーの後半では、将来を見据えた付加価値を高めるための戦略と「社員のやる気を引き出す」リーダーシップについて学んでいただきます。

◆この研修のポイント

1. 不確実な時代における経営に必要な知識と感覚(センス)を学びます。
2. 全体最適と将来最適を考えながら経営戦略の方向性を探ります。
3. 経営トップリーダー、経営幹部に必要なリーダーシップを学びます。

◆研修期間 2月16日(金) 1日間

◆研修会場 中小機構北海道 大会議室(札幌市中央区北2条西1丁目 1-17 ORE 札幌ビル 6階)

◆研修時間 6時間

◆対象者 経営者、経営幹部、後継者(候補者)

◆受講料 16,000円(税込)

◆講師 株式会社マテリアル 代表取締役 細貝 淳一氏
中小企業診断士 藤川 惣二氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2017/100039.html>

No.32 キャッシュフロー経営で現場を変える!

～キャッシュフロー経営と利益・資金計画～

本研修では、キャッシュフロー経営の考え方について理解するとともに、キャッシュフローをベースに自社の経営強化に活かす利益・資金計画の策定について学びます。

◆この研修のポイント

1. 決算書について初めて学ばれる方も安心してご参加いただけます。
2. キャッシュフローを把握して経営を強化する考え方を理解します。
3. 自社の決算書から、取り組むべき経営課題を把握するとともに、自社での実践につなげます。

◆研修期間 2月19日(月)～2月22日(木) 4日間

◆研修時間 27時間

◆対象者 経営幹部、管理者(候補者)

◆受講料 38,000円(税込)

◆講師 宮公認会計士・税理士事務所 所長 宮 直史氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2017/100041.html>

◆◇ ご案内 ◆◇

各市町村・金融機関・商工会議所・商工会等で受講助成制度があります。

詳細は、中小企業大学校旭川校(TEL:0166-65-1200、FAX:0166-65-2190)までお問い合わせ下さい。

中小企業大学校旭川校 および 講座の情報は、ホームページをご覧ください。

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/>





人材育成セミナー・個別相談会のご案内

～ 札幌・旭川で開催 ～ 【新規】

(中小企業大学校 旭川校)

中小企業大学校旭川校は、経済産業省所管の独立行政法人である中小機構が運営する研修機関です。
今回は、平成30年1月に開講する、無料セミナーの情報をご案内します。
お申し込みは、ファクスでお受けしています。

中小企業のための人材育成セミナー

～社員が定着する「いい会社づくり」のために～

【無料セミナー】

本セミナーでは、計画的に人材育成に取り組むためにも必須と言える、社員がしっかりと定着する基盤づくりのための「いい会社づくり」のポイントを学びます。

旭川会場

- ◆開催日時 平成30年1月29日(月) 13:10～14:40
- ◆開催場所 中小企業大学校旭川校 205教室

札幌会場

- ◆開催日時 平成30年1月30日(火) 13:10～14:40
- ◆開催場所 中小機構北海道 大会議室(札幌市中央区北2条西1丁目 ORE 札幌ビル6階)
- ◆個別相談会(札幌会場・旭川会場共) 9:00～12:00/15:00～18:00
- ◆受講対象者 経営者・経営幹部・管理者、その候補者等
- ◆受講料 **無料**
- ◆講師 ビジネス・コア・コンサルティング 代表 坂本 篤彦氏

◆◇ ご案内 ◆◇

中小企業大学校の研修には、各市町村・金融機関・商工会議所・商工会等で受講助成制度があります。
詳細は、中小企業大学校旭川校(TEL:0166-65-1200、FAX:0166-65-2190)までお問い合わせ下さい。
中小企業大学校旭川校 および 講座の情報は、ホームページをご覧ください。

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/>



**北海道立高等技術専門学院及び国立北海道障害者職業能力開発校の
平成30年度の訓練生を募集しています！**

(北海道)

専門的な知識や技術・技能を身に付けて就職しようとする方々を対象に、職業訓練を行っています。募集している訓練科目及び定員等の詳細については、各高等技術専門学院等にお問い合わせください。また、各高等技術専門学院(全道8学院)等のホームページが開設されていますので、次のアドレスより、科目等の詳細について、参考にすることができます。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/contents/hyou/gakuinn.htm>

◆ 入校選考日程等

施設 (選考区分)	学 院		障害者校
	推薦選考	一般選考(追加)	一般選考
出願期間	学院の指定する日 ～平成30年 1月15日(月)	学院、科目により異なりますので、 各学院にお問い合わせください。 (平成30年3月下旬予定)	平成29年12月1日(金) ～平成30年1月20日(土)
選考日	平成30年1月19日(金)	学院の指定する日	平成30年2月5日(月)
応募資格	○学び直し若年者自己推薦 35歳未満の高校を卒業した方等 〔室蘭、苫小牧の2学院と5学院 (函館、旭川、北見、帯広、釧路)の 自動車整備科が対象です〕 ただし、自動車整備科は、一般 選考で募集定員に満たない場合に 限ります。	高校を卒業した方若しくは、これと同等以上の学力を 有すると認められた方(平成30年3月卒業見込みを含む)	ただし、障害者校の短期課程 の総合実務科は、一般求職者等 (新規中学校卒業者を含む)で職 業に必要な技能及びこれに関す る知識を習得しようとする方
試験内容	学力試験(国語、数学)		
	面接試験		
その他	推薦選考及び一般選考で募集定員を満たさない場合は、追加募集を実施します。		

◆ 道立高等技術専門学院、北海道障害者職業能力開発校

名 称	郵便番号	住 所	電話番号
札幌高等技術専門学院	065-0027	札幌市東区北27条東16丁目1-1	011-781-5541
函館高等技術専門学院	041-0801	函館市桔梗町435番地	0138-47-1121
旭川高等技術専門学院	078-8803	旭川市緑が丘東3条2丁目1-1	0166-65-6667
北見高等技術専門学院	090-0826	北見市末広町356-1	0157-24-8024
室蘭高等技術専門学院	050-0084	室蘭市みゆき町2丁目9-5	0143-44-3522
苫小牧高等技術専門学院	053-0052	苫小牧市新開町4丁目6-10	0144-55-7007
帯広高等技術専門学院	080-2464	帯広市西24条北2丁目18-1	0155-37-2319
釧路高等技術専門学院	084-0915	釧路市大楽毛南1丁目2-51	0154-57-8011
北海道障害者職業能力開発校	073-0115	砂川市焼山60番地	0125-52-2774

能力開発セミナー（1-3月開講予定）のご案内【更新】

（北海道）

在職者の能力向上を図るための職業訓練です。

北海道立高等技術専門学院及び障害者職業能力開発校では、企業に在職している方を対象に、知識・技能を向上させるための職業訓練（能力開発セミナー）を実施しています。

受講料は無料です（テキスト代等の実費負担あり）。訓練の詳細は、各高等技術専門学院等にお問い合わせください。

1-3月開講												
技 専 等	訓 練 科 名	専 攻 科 目 名	実 施 地	施設内外の別		昼夜の別		実施時期		訓練期間		定員
				内	外	昼	夜			日数	時間	
札幌高等技術専門学院 011-781-0559	消防設備科②	消防設備	札幌市		○	○		H30.1.24	H30.1.25	2	14	20
函館高等技術専門学院 0138-47-1121	機械製図科	製図基礎	函館市	○		○		H30.1.15	H30.1.24	8	30	10
	建築塗装科	塗装デザイン	函館市	○		○		H30.2.1	H30.2.15	10	40	10
	溶接科	アーク溶接特別教育	函館市	○		○		H30.2.20	H30.2.23	4	26	10
旭川高等技術専門学院 0166-65-6220	土木科	2級土木施工管理技士	旭川市	○		○		H30.2.19	H30.2.23	5	30	20
旭川高等技術専門学院 稚内分校 0162-33-2636	配管科	建築配管	稚内市		○	○		H30.1.19	H30.1.20	2	12	15
	観光科	おもてなし英会話	稚内市		○		○	H30.1.24	H30.2.28	6	12	10
	CAD製図科	Jw_cad	稚内市		○		○	H30.1.30	H30.3.8	12	24	10
	電気科	2級電気施工管理技士(電気)	稚内市		○		○	H30.2.7	H30.3.14	10	20	10
	土木科	2級土木施工管理技士(土木)	稚内市		○	○		H30.2.19	H30.2.23	5	30	10
北見高等技術専門学院 0157-33-4436	建具技術科	建具加工技術科	北見市	○		○		H30.3.19	H30.3.20	2	14	10

平成 29 年度「北海道よろず支援拠点」のご案内

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

公益財団法人北海道中小企業総合支援センターでは、経済産業省北海道経済産業局より中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業(よろず支援拠点)の委託を受け、平成 26 年 6 月から札幌本部に「北海道よろず支援拠点」を設置するとともに、道内6か所に地域拠点を設置しています。

当拠点では、中小企業・小規模事業者のみならず抱える売上拡大や資金繰りなどの経営課題の解決に向けて、無料で相談に対応し、道内の各支援機関と連携を図りながらきめ細やかなサポートを行っています。

また、専門的な相談に対応するため、弁護士、税理士、中小企業診断士、ITコーディネーター等を配置し、相談体制の充実を図っておりますので、お気軽にご利用ください。

◆主な業務内容

- ① チーフコーディネーター1名及びコーディネーター18名が、中小企業者・創業者等の窓口相談に対応します。
- ② 支援機関等の要望に応じてコーディネーターを派遣し、出前相談会を行います。
- ③ コーディネーターによるミニ講習会等を開催しています。

◆相談受付時間

- ①札幌本部 9:00～17:30 (土・日・祝日、年末年始(12/29～1/3)を除く)
 - ②地域拠点 毎週火曜日9:00～17:30 (祝日、年末年始(12/29～1/3)を除く)
- ※地域拠点については、上記以外にも必要に応じて相談を承ります。

◆相談窓口

常設拠点		所在地		連絡先(電話番号)
北海道よろず支援拠点	本部	札幌本部	〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル9階	011-232-2407 担当:塚崎
	地域拠点	日胆支部	〒050-0083 室蘭市東町4丁目28番地1号 室蘭テクノセンター内	0143-47-6410 担当:立花
		道南支部	〒041-0801 函館市桔梗町379 北海道立工業技術センター内	0138-82-9089 担当:佐々木
		道北支部	〒078-8801 旭川市緑が丘東1条3丁目1番6号 旭川リサーチセンター内	0166-68-2750 担当:紙谷
		オホーツク支部	〒090-0023 北見市北3条東1丁目 北見商工会議所内	0157-31-1123 担当:卜部
		十勝支部	〒080-0013 帯広市西3条南9丁目1番地 帯広商工会議所内	0155-67-4515 担当:澤村
		釧根支部	〒085-0847 釧路市大町1丁目1番1号 釧路商工会議所内	0154-64-5563 担当:小山

◆夜間相談窓口 (札幌本部のみ)

○開設日:平成 30 年 1 月 10 日(水)、2 月 7 日(水)、3 月 7 日(水) ○開設時間:17:30～20:30
事前予約制 ※詳細は「北海道よろず支援拠点」ホームページをご覧ください。

◆チーフコーディネーター

(札幌本部)中野 貴英

◆コーディネーター (18名)

(札幌本部)奥山 倫行、小野寺 辰昭、新宮 隆太、田所 かおり、田中 修身、抜山 嘉友、浜田 敏、
深田 健司、蒔田 義一、松原 亮子、村形 鉄雄、吉田 聡
(日胆支部)森永 勉 (道南支部)中道 重幸 (道北支部)立野 勇喜 (オホーツク支部)尾澤 成典
(十勝支部)原口 勝全 (釧根支部)中村 英夫

◆問い合わせ先

公益財団法人北海道中小企業総合支援センター 経営支援部 塚崎 電話 011-232-2407
北海道よろず支援拠点 URL <http://yorozu.hokkaido.jp/> E-mail:soudan@hsc.or.jp

「中小企業等経営・金融特別相談室 年末経営・金融相談」のご案内 【新規】

(北海道)

道では、年末の資金需要期を迎え、人手不足によるコストアップの影響などにより厳しい経営環境に置かれている中小企業者の方々の経営及び金融に関する相談に対応するため、相談窓口を設置しています。

また、年末は、平日(開庁日)のほか、12月29日にも相談窓口(中小企業課のみ)を設置し、相談を受け付けます。

◆受付時間・設置場所

○開庁日 8時45分から17時30分まで

北海道経済部地域経済局中小企業課及び各(総合)振興局で相談を受け付けています。

○12月29日 9時から15時まで

北海道経済部地域経済局中小企業課で相談を受け付けます。

機関名	連絡先	住所
経済部地域経済局中小企業課(経営相談)	011-204-5331	札幌市中央区北3条西6丁目
経済部地域経済局中小企業課(金融相談)	011-204-5346	
空知総合振興局商工労働観光課	0126-20-0061	岩見沢市8条西5丁目
石狩振興局商工労働観光課	011-204-5827	札幌市中央区北3条西7丁目
後志総合振興局商工労働観光課	0136-23-1362	虻田郡倶知安町北1条東2丁目
後志総合振興局小樽商工労働事務所	0134-22-5525	小樽市富岡1丁目14番13号
胆振総合振興局商工労働観光課	0143-24-9589	室蘭市海岸町1丁目4番1号
日高振興局商工労働観光課	0146-22-9281	浦河郡浦河町栄丘東通56号
渡島総合振興局商工労働観光課	0138-47-9459	函館市美原4丁目6番16号
檜山振興局商工労働観光課	0139-52-6641	檜山郡江差町字陣屋町336-3
上川総合振興局商工労働観光課	0166-46-5940	旭川市永山6条19丁目
留萌振興局商工労働観光課	0164-42-8440	留萌市住之江町2丁目1-2
宗谷総合振興局商工労働観光課	0162-33-2925	稚内市末広4丁目2-27
オホーツク総合振興局商工労働観光課	0152-41-0636	網走市北7条西3丁目
十勝総合振興局商工労働観光課	0155-27-8537	帯広市東3条南3丁目
釧路総合振興局商工労働観光課	0154-43-9182	釧路市浦見2丁目2番54号
根室振興局商工労働観光課	0153-24-5619	根室市常盤町3丁目28番地

平成29年度「新商品トライアル制度認定商品展示会」を開催します！【新規】

(北海道)

道では、中小企業者の皆様が生産する新商品の販路開拓を支援する「新商品トライアル制度」を実施しています。

この制度は、道の事務事業の効果的・効率的執行や住民福祉の向上等に資する新商品を知事が認定し、販路開拓を支援するものです。

このたび、道民の皆様にトライアル認定新商品をご紹介するために、認定新商品を集めた展示会を開催することといたしました。

本道の中小企業者の皆様が生産する新商品の数々を道民の皆様にをご紹介しますので、皆様のご来場を心よりお待ちしております。

◆開催期間

平成30年1月22日(月) 12時 ~ 1月24日(水) 15時
(道庁本庁舎1階 道政広報コーナー特設展示場A)
平成30年2月21日(水) 12時 ~ 2月28日(水) 15時
(根室振興局1階 道民ホール)

◆開催場所

道庁本庁舎1階 道政広報コーナー特設展示場A (札幌市中央区北3条日6丁目)
根室振興局1階 道民ホール(根室市常盤町 3 丁目 28 番地)

◆入場料：無料

◆問い合わせ先

北海道経済部地域経済局中小企業課中小企業支援グループ
(TEL 011-204-5331)



「北海道食品製造業 食品表示セミナー」の開催【更新】

(北海道)

平成27年4月1日に「食品表示法」が施行され、新しい食品表示制度がスタートしました。

道では、新しい食品表示制度が円滑に導入されるよう、食品製造業等の在職者を対象とした「食品表示セミナー」を開催することとし、これまで旭川市、苫小牧市、岩見沢市の3箇所で開催したところです。この度、稚内市、函館市、釧路市、帯広市及び網走市において次のとおり開催することとしました。

つきましては、さまざまな部門に携わる多くの方々にご参加いただきますよう、ご案内申し上げます。

◆開催内容

○主催：北海道

○参加費：無料

○申込方法：下記のウェブサイトより参加申込書をダウンロードし、北海道経済部食関連産業室あてFAXもしくは電子メールにてお送りください。→ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/shkhn/shokuhinhyojiseminar.htm>

※申込みが定員を超えた場合は先着順となりますので、ご了承ください。

※セミナーに関するお問い合わせは北海道経済部食関連産業室(011-204-5312)に照会願います。

【セミナーの内容】

- ①食品表示基準の概要及び主な変更点
- ②北海道食品製造業従事者のための食品表示(基本編)
- ③食品表示法施行等による不適切表示例
- ④食品表示検定模擬試験

【講師】

吉村 唯善 氏 (デュアルカナム株式会社アルカナム事業部 エキスパートマネジャー)

地区	開催日時	会場	定員
稚内	平成30年1月16日(火) 10:00~16:00	宗谷総合振興局 講堂 稚内市末広4丁目2番27号	100名程度
函館	平成30年1月19日(金) 10:00~16:00	渡島総合振興局 講堂 函館市美原4丁目6番16号	100名程度
釧路	平成30年2月9日(金) 10:00~16:00	釧路水産センター3階大会議室 釧路市浜町3番18号	60名程度
帯広	平成30年2月27日(火) 10:00~16:00	十勝総合振興局 4階AB会議室 帯広市東3条南3丁目1	50名程度
網走	平成30年3月2日(木) 10:00~16:00	網走保健所 会議室 網走市北7条西3丁目	30名程度

※稚内会場では、セミナー終了後、希望者される方を対象に「HACCP入門セミナー」を実施します。(所要時間は約30分)

【問い合わせ先】 北海道経済部食関連産業室(担当:渡辺)

札幌市中央区北3条西6丁目 TEL:011-204-5312 FAX:011-232-8860

軽減税率対策補助金の申請を受け付けています【更新】

(北海道経済産業局)

軽減税率対策補助金事務局では、軽減税率対策補助金の公募を開始しました。

【平成 29 年 11 月 24 日更新】申請期間(対象事業の完了期限)を延長しました。

【重要なお知らせ】

消費税の軽減税率制度は、平成 31 年 10 月 1 日から実施されます。

この度、対象事業の完了期限を平成 31 年 9 月 30 まで延長しました。申請の締切については、別途設定します。

詳細が決まり次第、軽減税率対策補助金事務局および中小企業庁のウェブサイトでお知らせします。

◆軽減税率対策補助金の概要

消費税軽減税率制度(複数税率)への対応が必要となる中小企業・小規模事業者の方々が、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修などを行うにあたって、その経費の一部を補助する制度です。

【対象者】

消費税軽減税率制度(複数税率)への対応が必要となる中小企業・小規模事業者

【対象事業の種類】

A 型: 複数税率対応レジの導入等

複数税率対応レジの新規導入や既存レジの改修等。

※レジには、POS 機能を有していないレジ、モバイル POS レジシステム、POS レジシステムなどを含みます。

B 型: 受発注システムの改修等

電子的な受発注システム(EDI/EOS 等)を利用する事業者のうち、複数税率に対応に必要な機能の改修又は入替等。

注意: A 型 B 型共に、平成 31 年 9 月 30 日までに導入または改修等が完了するものが補助対象となります。

【申請方法等】

必要書類、申請方法など、最新の詳細情報は以下のウェブサイトでご確認ください。

軽減税率対策補助金(事務局のウェブサイト)

【URL】<http://www.kzt-hojo.jp/>

◆講師派遣

商工会、商工会議所、事業者団体、行政機関等が、中小企業向けの軽減税率説明会を行う場合に、当該補助金等、支援措置等の説明者(講師)を派遣します。詳細は講師派遣事業事務局のウェブサイトをご覧ください。

「消費税軽減税率制度に係る事業者支援措置(補助金等)説明会」講師派遣事業

【URL】<http://www.kzt-hojo.jp/>

◆問い合わせ先

軽減税率対策補助金事務局(平日 9:00~17:00)

ナビダイヤル:0570-081-222

IP 電話用:03-6627-1317

北海道最低賃金（地域・特定）改定のお知らせ

（北海道労働局）

「必ずチェック 最低賃金！ 使用者も、労働者も」

北海道の最低賃金



◆地域別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額(円)	適用労働者等の範囲
北海道最低賃金	時間額 810 29. 10. 1 発効	北海道において事業を営む全産業の使用者及びその者に使用される労働者に適用されます。

◆特定最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額(円)	特定最低賃金の適用が除外される者
処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業	時間額 850 29. 12. 1 発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 手作業による洗浄、皮むき、選別、包装又は箱詰め業務に主として従事する者
鉄鋼業 ※「鉄素形材製造業」及び「その他の鉄鋼業」を除く	時間額 927 29. 12. 1 発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 ※「発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業」、「産業用電気機械器具製造業」、「電球・電気照明器具製造業」及び「医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。)」を除く	時間額 842 29. 12. 1 発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者 5 手作業による検品、検数、選別、材料若しくは部品の送給若しくは取りそろえ、運搬、洗浄、包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、メッキのマスキング又は脱脂の業務(これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者 6 熟練を要しない手作業又は手工具若しくは操作が容易な小型電動工具を用いて行う曲げ、切り、組線、巻き線、かしめ、バリ取りの業務(これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務は除く。)に主として従事する者
船舶製造・修理業、船体ブロック製造業 ※「木造船製造・修理業」及び「木製漁船製造・修理業」を除く	時間額 845 29. 12. 1 発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者

この表を労働者の見やすい場所に掲示して下さい。(最低賃金法第八条)

- 最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外等割増賃金は算入されません。
 - 最低賃金は、パートタイマー、臨時、アルバイトなどすべての労働者に適用されます。
 - 二つ以上の最低賃金の適用を受ける場合には、高い額の最低賃金が適用されます。
 - 派遣労働者は、派遣先の地域(産業)に適用される最低賃金が適用されます。
- ・ 最低賃金についての詳しいことは、北海道労働局(電話 011-709-2311)又は最寄りの労働基準監督署(支署)へお問い合わせ下さい。

～ 経営課題や労務管理のワンストップ無料相談は「北海道最低賃金総合相談支援センター」へ
フリーダイヤル0120-67-3110(まずは気軽に電話を!)
詳細は <http://www.h-chuokai.or.jp/sosien>

北海道コンベンション誘致促進助成金のご案内

(北海道)

道では、北海道内で開催される予定のコンベンション主催者を対象とした助成金制度をご用意しております。北海道でのコンベンション開催をご検討いただく際、助成の対象となる場合がありますので、ぜひご相談ください。

◆制度概要

1 助成の対象となるコンベンション

北海道内で開催される予定のコンベンションで、以下に該当するものが対象となります。

2日間以上にわたって開催されるコンベンション(学会、総会、会議、見本市・展示会等)のうち、

・北海道外(外国を含む。)からの参加者が全体の2分の1以上

かつ

・開催される市町村またはコンベンションビューロー等(以下「関係市町村等」という。)から助成金等が交付されるもの

であって、次のいずれかに該当するもの

ア 参加者が300人以上であり、かつ、そのうち外国からの参加者が50人以上の規模で開催される国際的なコンベンション

イ 参加者が1,000人以上の規模で開催される全国的なコンベンション

※ 参加者には、展示会などの一般来場者は除きます。

※ 次のいずれかに該当するものは、助成の対象となりません。

・道の他の補助金等の交付を受けるもの

・営利又は収益を目的としているもの

・あらかじめ定められた開催順序に従って開催されるもの

・主催者が国または地方公共団体

・主催者が宗教団体または政治団体(共催の場合も含む。)

・その他適当でないと認めるもの

2 助成額及び助成対象経費

助成金の限度額は、次のとおりです。ただし、関係市町村等からの助成金等の額を超えることはできません。

○助成額

上記「1 助成の対象となるコンベンション」の区分により金額が異なります。

道外からの参加が1/2以上(必須条件) かつ 関係市町村等からの助成が上限

参加者	助成限度
・全体参加300人以上 かつ 外国参加者が50人以上	300万円
・全体参加1000人以上1500人未満	100万円
・全体参加1500人以上2000人未満	200万円
・全体参加2000人以上	300万円

○助成対象経費

宣伝費、会場借上費、設営費、印刷製本費等

※ 参加者の飲食を伴う懇親会などの経費は助成対象となりません。

3 申請手続きについて

再来年度以降開催のコンベンションについて、申請をすることができます。

(平成 29(2017)年度の受理は、平成 31(2019)年度4月以降開催分となります)

申請にあたっては、関係市町村等を経由して行うこととなりますので、まずは、開催市町村等へご相談ください。

◆問い合わせ先：北海道 経済部 観光局 国際観光グループ(TEL 011-204-5305)